

令和元年度静岡県医師会事業計画書

〇はじめに

少子高齢化が進展し、超高齢社会の到来が現実味を帯び、日本経済の成長率の低迷が影を落としている中、安心して幸せな日常生活を営むため、医療提供体制の拡充や健康維持への支援などの暮らしの基本となる環境整備の重要性を改めて県民に示すことが大切である。

このような背景から、県医師会としては、これまで地域の方々の日常の健康や命を守る「かかりつけ医」を中心とした在宅医療・介護連携の推進と、入院の必要な時に地域に密着した病院や専門病院への円滑な連携がはかれる、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を一つの環境整備として推進してきた。

これらを実現するためには、県医師会が行政とともに強いリーダーシップを発揮し、オール静岡県で、「地域医療構想」による医療需要に応じた質の高い医療提供体制を構築し、医療機能の分化と連携を適切に推進することが求められている。

こうした中、平成30年度から向こう10年間の県の総合計画基本構想と4年間の基本計画に「将来にわたり安心して暮らせる社会を作るための地域包括ケアシステムの構築」、「高齢者医療の抱える課題解決に資する在宅医療の推進と多職種の連携の推進」の理念が盛り込まれるなど、医師会の意向と合致する、地域の安全安心の確保や、効率的で質の高い医療提供体制の構築が県行政においても着実に進んでいる。

県医師会としては、令和元年度、特に健康長寿を見据え、県民の健康の維持、予防に資するため多職種による医療提供体制の連携強化や諸事業の継続実施により、多くの市町で同じ方向で取り組まれるよう積極的な支援につとめていくこととする。

また、医師会がこれら取り組みを主導していくため、内部の組織強化に加え、勤務医や研修医への支援を通じた重点的な加入促進を行うとともに、新たな活動拠点となる医師会館の建設の具体的な推進をはかっていく。

以上のことから、今年度の重点事業は、下記の7項目とする。

1. 地域の医療提供体制の構築
2. 救急医療・災害医療体制及び広域災害医療体制の整備・充実
3. 医療、介護の総合的な確保
4. 少子化対策としての母子保健医療体制の整備・充実
5. 健康寿命の延伸
6. 医師会員の加入促進を通じた県医師会の組織力向上
7. 県医師会員の活動拠点となる医師会館の建設

第1 総務部

一般社団法人として円滑な会務運営をはかるとともに、健全な財政運営につとめる。

各部及び関連団体等と連携して、開業医や勤務医、研修医に対する魅力ある事業を実施し、医師会員の加入促進に取り組む。

医師会館の管理運営について検討する。

1. 会務

- (1) 医道の高揚について、機会あるごとに、会員に対し啓発を行う。
- (2) 本会の円滑な業務の執行をはかるため、定例理事会及び臨時理事会を開催する。
- (3) 本会の最高議決機関として、年1回定時代議員会を開催するとともに、必要に応じて臨時代議員会を開催する。
- (4) 日本医師会の指針に基づき、患者等に対する診療情報提供及び個人情報の適切な取扱いを会員医療機関に対して指導する。
- (5) 会員の利便性をはかるため、テレビ会議システム等の有効活用を検討する。

2. 郡市医師会との連携強化

- (1) 医師会相互間の連携をはかるため、郡市医師会長協議会等を開催する。
- (2) 日常業務の円滑化をはかるため、郡市医師会事務連絡会を開催する。

3. 関係諸団体との連携・協働

- (1) 日本医師会、各都道府県医師会、中部医師会連合、関西医師会連合、関東甲信越静地区衛生主管部(局)長・医師会長合同協議会等との連携をはかる。
- (2) 地域医療の確保をはかるため、関係行政機関、関係団体等との協働をはかる。

4. 財務・会計

- (1) 公益法人会計基準に準拠した適正な会計処理につとめる。
- (2) 適正な会計処理及び財産管理を証するため、監事及び公認会計士による監査を受ける。
- (3) 将来にわたり安定した会務運営が継続できるよう業務の効率化を推進し、経費節減につとめる。

5. 会員の加入促進及び組織力の強化

- (1) 地域包括ケアシステムの構築や病診連携の推進等にあたり、医師会の役割が重要性を増すことから、組織力を強化するため会員の加入促進をはかる。
- (2) 浜松医科大学、病院関係団体等の運営への積極的協力や病院管理者等への働きかけにより、本会の事業活動への理解を深め、勤務医の加入促進をはかる。
- (3) 本会、日本医師会への加入促進をはかるため、郡市医師会との連携を強化する。
- (4) 生涯教育・専門領域の各種資格の取得支援を通し、医師会の役割を高める。
- (5) 静岡県医師協同組合、静岡県医師信用組合等と連携し、ウェブサイト等を活用した各種事業の紹介に取り組む。

6. 会員の福利厚生

- (1) 団体生命保険等の加入、各種手続きについて会員の便宜をはかる。
- (2) 日本医師会医師年金の事業に協力する。
- (3) 静岡県有床診療所協議会の事業に協力する。
- (4) 静岡県医師協同組合、静岡県医師信用組合、静岡県医師国民健康保険組合の事業に協力する。
- (5) 日本医師会認証局が発行する「医師資格証」の発行申請の推進をはかる。
- (6) 地域の医療機関承継対策について検討する。

7. 医師会館の建設及び管理運営

- (1) 医師会館の建築工事が円滑に行われるようつとめる。
- (2) 医師会館が社会福祉の増進に寄与する活動拠点として機能する管理運営について検討する。
- (3) 医師会館竣工記念式典の開催方法等を検討する。

8. 仮事務所の管理

- (1) 仮事務所（関係団体と共同で利用する会議室含む）の適切な管理につとめる。

第2 医療政策部

医療政策の諸課題について検討し、会員への医療政策に対する理解の増進につとめるとともに、よりよい医療政策の実現を目指す。

- (1) 今後の医師会活動のあり方や医療政策に関する諸課題等について検討するため、医療政策等検討委員会を開催する。
- (2) 医療政策等検討委員会における検討結果を踏まえ、会員への普及啓発をはかるため、医療政策研究会を開催する。
- (3) 医療政策に対する理解を広げ、会員増強をはかるとともに、日本医師会と連携し、国民皆保険制度等を守るための国民運動を展開する。
- (4) 静岡県医師連盟等の政治団体と連携し、日本医師会及び本会が提案する医療政策の実現をはかる。

第3 医療安全部

近年の医事紛争の増加傾向を鑑み、会員への医療安全対策に関する情報提供及び啓発に取り組むとともに会員より報告のあった医事紛争の適正な処理につとめる。

医療事故調査等支援団体として、県内医療機関の院内事故調査を支援する。

- (1) 医事紛争処理委員会を開催し、日本医師会との緊密な連携のもと、紛争の適正な処理につとめる。また、医療事故を繰り返す「リピーター医師」について、再発防止に向けた対策を講じる。
- (2) 医療安全対策委員会を開催し、医療安全確保対策を推進する。

- (3) 医事紛争防止研修会を開催、医療安全マニュアルの発行及び最近の医事紛争の特長などを会報に掲載することで、会員の医療安全の向上につとめる。
- (4) 日本医師会が主催する都道府県医師会担当理事連絡協議会等に参加し、必要に応じて郡市医師会担当理事連絡協議会を開催する。
- (5) 静岡県が設置する医療安全支援センター、静岡地方裁判所が主催する静岡医療訴訟協議会との連携を一層強化して、医療安全対策事業の推進をはかる。
- (6) 医療事故調査等支援団体（以下「支援団体」という。）として、病院、診療所又は助産所の管理者からの支援の求めにより医療事故調査に必要な支援を行う。また、支援団体の運営に係る事項について、医療事故調査制度対応支援委員会において協議するとともに、必要に応じ静岡県医療事故調査等支援団体連絡協議会を開催する。

第4 医療保険部

消費税増税に伴う診療報酬及び介護報酬の同時改定並びに2020年度診療報酬改定への対応が適正に進められるよう、日本医師会、厚生労働省東海北陸厚生局静岡事務所等、関係機関からの適時・適切な情報収集に取り組むとともに、会員への速やかな情報提供につとめる。

指導大綱に基づく社会保険医療担当者の指導・監査について、円滑な実施に向けて厚生労働省東海北陸厚生局静岡事務所並びに静岡県健康福祉部国民健康保険課と継続的な協議を行うとともに、適正な保険診療の推進に取り組む。

1. 医療保険

- (1) 社会保険委員会を開催して、社保・国保両審査委員会との連携を深め、審査業務の円滑化及び会員の保険診療の適正化に取り組む。また、社会保険研修会を開催して、医療保険制度に対する理解促進に取り組む。
- (2) 厚生労働省東海北陸厚生局静岡事務所並びに静岡県健康福祉部国民健康保険課との保険指導に係る打合会を定期的で開催するとともに、指導・監査への立会いを行う。
- (3) 消費税増税に伴う診療報酬改定及び2020年度診療報酬改定に伴う疑義照会のほか、保険診療に関する郡市医師会及び会員からの疑義照会等に対応する。
- (4) 日本医師会、中部医師会連合及び医療保険関係諸団体との連携をはかるとともに、保険診療に係る諸課題について検討する。
- (5) 東海北陸地方社会保険医療協議会総会及び静岡部会に参加し、保険医療機関の適正な指定に協力する。
- (6) 厚生労働省等が進める審査支払業務の効率化・高度化について、日本医師会及び社会保険診療報酬支払基金静岡支部等との連携により情報収集につとめるとともに、会員への情報提供等、適時・適切な対応に取り組む。
- (7) 静岡県国民健康保険運営方針により新たな国民健康保険制度が円滑に運営されるよう静岡県国民健康保険運営協議会に参画する。
- (8) 静岡県健康福祉部薬事課並びに静岡県薬剤師会と連携し、医薬品及び医療機器の適正使用をはかる。

2. 労災・自賠責保険

- (1) 本県における自賠責保険診療費算定基準の推進をはかる。
- (2) 労災・自賠責保険関係団体との連携をはかる。

第5 地域医療部

将来の医療需要等に配慮した「静岡県地域医療構想」や「第8次静岡県保健医療計画」の実現に向けて、郡市医師会とともに、地域の医療提供体制の構築並びに充実につとめる。

また、医師の確保と定着、並びにその勤務環境改善に向けて、浜松医科大学、静岡県立病院機構、静岡県病院協会、ふじのくに地域医療支援センターなどと連携して、臨床研修医、専攻医、指導医などあらゆる世代の勤務医の各種支援に取り組む。

1. 地域の医療提供体制の構築に向けた取り組み

(1) 静岡県地域医療構想及び第8次静岡県保健医療計画の実現

地域医療体制検討委員会を開催して、各構想区域の諸課題について論点提示を行う等、地域医療構想調整会議の活性化をはかり、静岡県地域医療構想の実現に取り組む。

(2) かかりつけ医機能の充実

「日医かかりつけ医機能研修制度」による研修会等の充実をはかることで、静岡県内の医師に「かかりつけ医」としての認識・自覚を高めてもらい、地域における諸活動を拡充させる。

(3) 有床診療所への支援

様々な機能を有し地域に根ざした診療を行う有床診療所が、地域において、在宅医療の後方支援の役割を担うことができるよう、静岡県健康福祉部及び静岡県有床診療所協議会と連携して、必要な支援を行う。

(4) 医師会共同利用施設への支援

地域医療における重要な役割を担う医師会共同利用施設について、果たすべき役割やあり方等について検討を行う。

(5) 外国人に対する適切な医療提供体制の構築

今後増加することが予想される訪日外国人旅行者並びに在留外国人の医療を巡る諸課題について把握するとともに、本県における適切な外国人に対する医療提供のあり方等について総合的に検討を行う。

2. 医師の確保・定着並びに勤務環境改善に向けた取り組み

(1) 「静岡県医師確保計画（仮称）」策定に向けた協議の場の提供

本県の医師偏在（地域・診療科）を是正することを目的として策定する静岡県医師確保計画について、勤務医委員会及び地域医療体制検討委員会を開催する等して、静岡県病院協会ほかとの協議の場を設けて、静岡県医師確保計画の策定に向けた関係者の意見集約をはかるとともに、静岡県医療対策協議会等の場において本県の医師確保

の方針及び目標達成のための施策について提言を行う。

(2) 臨床研修医並びに若手医師の県内への定着促進

若手医師支援ワーキンググループが中心となって、県内の臨床研修指定病院及び指導医と連携して「屋根瓦塾in Shizuoka」を開催、静岡県内で研修医をはじめとした若手医師のキャリア支援体制の構築に取り組む。

(3) 県内医師の勤務環境改善並びにワークライフバランスの推進

国が進める医師の働き方改革の動向について注視するとともに、ワークライフバランス ワーキンググループが中心となって県内医師の勤務環境改善並びにワークライフバランスの推進に向けた諸活動を展開する。

(4) 医師の勤務環境の改善を目指した専門他職種によるタスクシフト・タスクシェアの推進

医療クラーク(医師事務作業補助者)の育成と養成に継続的に取り組む。

また、看護師ほか医療関連の専門他職種へのタスクシフトをより推進させるために、必要とされる教育等の支援活動や環境整備などにつとめる。

3. 静岡県への医師のUターン・Iターン支援活動と「医師バンク」機能の構築

「ふじのくに地域医療センター」や浜松医科大学などと協働し、あらゆる世代の医師が静岡県にUターン・Iターンしやすい環境の整備に向けて「医師バンク機能」の構築に取り組む。

第6 医療介護連携政策部

本県における保健医療・保健福祉の両計画や地域医療構想の実現に向け、在宅医療の一層の推進がはかれるよう、静岡県在宅医療推進センターを拠点として多職種連携やICT活用のための各種事業を展開していく。

地域包括ケアシステムの構築に向けて、特に課題となっている認知症及び地域リハビリテーションの体制整備に重点的に取り組む。

1. 静岡県在宅医療推進センターを拠点とした在宅医療の推進

(1) 多職種連携の促進

在宅医療の推進に不可欠とされる多職種連携を促進するため、地域の中核を担う郡市医師会や市町とともに課題の抽出や対応策の検討を行い、地域での多職種連携の取組を支援する。

多職種連携の中でも特に重要な役割を担うかかりつけ医のほか、関係する専門職種を対象に、スキルアップを目的とした研修会を開催する。

(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた静岡県在宅医療・介護連携情報システム「シズケア*かけはし」の活用

地域包括ケアのプラットフォーム(基盤)として整備した本システムが、全ての市町で有効に活用されるよう、モデル地区での取組の支援と合わせ、他地区に対し事業成果を展開しながら、登録施設の一層の拡大をはかる。

(3) 静岡県在宅医療・介護連携推進センター（仮称）に求められる役割等の検討

2020年4月完成予定の医師会館に、本県の在宅医療と介護に関わる多職種の連携拠点として整備される「静岡県在宅医療・介護連携推進センター（仮称、静岡県在宅医療推進センターより改称）」について、静岡県在宅医療体制整備・推進協議会等を通じて、必要とされる役割や主要事業の検討を行う。

2. 本県における地域包括ケアシステムの構築に向けた重点的な取組

(1) 認知症ケア体制の充実

認知症の方の状態に応じた切れ目のない地域の支援体制を構築するため、認知症サポート医等、地域での体制づくりの核となるリーダーを養成する研修会を開催する。

(2) 地域リハビリテーション推進体制の整備

介護予防はもとより、たとえ介護が必要となっても状態に応じて切れ目のないリハビリテーションが地域で提供されるよう、関係職種の連携における中心的な役割が期待されるかかりつけ医を対象とした研修会を開催する。

合わせて、リハビリテーションの提供に関するかかりつけ医等の相談・アドバイザー役となるほか、市町行政や地域包括支援センターとの連携づくりへの協力を行う「サポート医」を養成する研修会を開催する。

第7 公衆衛生部

感染症情報を迅速に会員及び県民に提供し、公衆衛生の推進につとめる。

健康寿命の延伸をはかるため、静岡県と連携して予防・健康づくりの推進、生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組む。

電子マニフェスト管理システムの普及・推進により、法に基づく医療廃棄物の適正な処理を徹底する。

1. 感染症対策

(1) 感染症全般に関する諸問題について検討するとともに、感染症や予防接種に関する研修会を開催し、公衆衛生の推進につとめる。

(2) 静岡県感染症発生動向調査事業に協力し、感染症の発生状況を迅速に把握、会員及び県民に対する情報提供を行うとともに、本県の感染症危機管理対策事業に協力する。

(3) 予防接種法に基づく諸事業の円滑な実施及び誤接種事故防止対策につとめるとともに、静岡県と定期予防接種の市町間相互乗入れ業務契約を締結し、事業の円滑な運営と推進に取り組む。

(4) 新型インフルエンザ等の発生段階に応じ、静岡県医師会新型インフルエンザ等対策業務計画に基づき対応する。

(5) 静岡県肝炎対策推進計画の推進に協力する。

2. 予防・健康づくり対策

- (1) 静岡県が設置する、しずおか健康会議（経済団体、医療関係団体、保険者、病院・大学で構成）を通じて、先進的な予防・健康づくりを推進し、健康寿命の延伸をはかる。
- (2) 特定健診・特定保健指導に関する諸問題を検討し、関係団体と連携・調整をはかる。
- (3) 静岡県健康増進計画の推進に協力する。

3. 生活習慣病対策

- (1) 静岡県がん対策推進計画に基づく各種がん対策の推進に協力するとともに、がん検診医師研修会を開催し、各種がん検診の充実と精度管理の向上につとめる。
- (2) 静岡県、関係団体と連携し、糖尿病等生活習慣病の発症予防と重症化予防、医療連携体制の推進等に取り組み、健康寿命の延伸をはかる。

4. 医療廃棄物対策

- (1) 医療廃棄物の適正処理について啓発と推進をはかる。
- (2) 静岡県医師会電子マニフェスト管理システムのより一層の普及・推進をはかる。
- (3) 静岡県医師会電子マニフェスト管理システムの運営に関する業務を静岡県医師協同組合に委託するとともに、静岡県医師協同組合及び静岡県医療廃棄物適正処理協力会と連携し、適正な運用につとめる。

5. 臨床検査精度管理

- (1) 静岡県内における臨床検査精度管理の向上をはかるため、静岡県及び静岡県臨床衛生検査技師会の協力を得て、臨床検査精度管理委員会を開催するとともに、医療機関・衛生検査所に対する静岡県臨床検査精度管理調査を実施し、調査結果の報告会を開催する。

第8 母子保健・学校保健部

少子化が急速に進行している現状を踏まえ、静岡県並びに静岡県教育委員会と連携して、母子保健対策、学校保健対策の充実に取り組む。

会員が地域医療の一環として行う母子保健・学校保健活動を、円滑に実践できるよう支援する。

1. 母子保健

- (1) 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進をはかるため、母子に対する保健指導、健康診査、医療その他に対して、小児科及び産婦人科等の関係団体及び静岡県との連携のもと、母子保健医療体制の整備・充実に取り組む。
- (2) 静岡県と連携し、子ども虐待等の要保護児童対策の充実並びに小児在宅医療体制の整備・充実につとめる。

2. 母体保護法指定医師

- (1) 母体保護法第 14 条に定める指定医師について、母体保護法指定医師審査規程に基づき審査・指定等を行う。
- (2) 静岡県産婦人科医会と連携し、母体保護法指定医師研修会を開催する。

3. 学校保健

- (1) 子ども達の心身の健全な育成をはかるため、学校医活動をはじめとした学校保健事業を地域保健活動の重要な柱として位置づけ、研修会を開催し、一層の充実につとめる。
- (2) 保育所・幼稚園における保健医療の充実について、学校保健事業の一環として取り組むとともに、母子保健事業と連携して、乳幼児期から思春期に至るまでの一貫した健康管理に取り組む。
- (3) 児童生徒の腎臓検診、脊柱検診、心臓検診について、検討委員会を開催して県内各地域の検診結果の分析を行い、検診システムの整備・充実につとめる。また、四肢の検診、耳鼻咽喉科検診、眼科検診について、各医会と連携して検討する。
- (4) 学校感染症、アレルギー疾患、生活習慣病、学校精神保健、いじめ、医療的ケア、正しい性知識の普及と性感染症の予防等、多様化する学校保健の諸問題について、医会、専門医と連携して対策につとめる。
- (5) 静岡県教育委員会、静岡県学校保健会及び静岡県と連携し、学校保健事業の推進に取り組む。

第9 救急医療・災害医療部

郡市医師会及び医療・保健・福祉・介護関係諸団体、静岡県と連携して、本県の救急医療体制、災害医療体制の整備・充実に取り組む。

日本医師会及び中部医師会連合等の近隣県医師会と連携して、広域に亘る救急医療体制、災害医療体制の整備・充実に取り組む。

- (1) 本県における初期・二次・三次救急医療体制及び後方体制の充実と地域連携の推進に取り組む。
- (2) 静岡県病院協会、静岡県歯科医師会、静岡県薬剤師会、静岡県看護協会等の県内医療関係団体及び静岡県と、災害時の医療救護活動に係る連携体制について協議する。
- (3) 日本医師会災害医療チーム（JMAT）について、事前登録及び研修を実施するとともに、円滑なJMAT活動の実施体制について協議する。
- (4) 静岡県医師会災害時医療救護活動対応指針に基づき、平常時より、郡市医師会と連携して情報伝達訓練を実施するとともに、県内発災時における、災害医療チームの派遣体制（被災地JMAT）の構築に取り組む。
- (5) 日本医師会、静岡県警察協力医会、静岡県警察本部、静岡県等と連携して、警察活動に協力する医師の養成に取り組む。

- (6)ラグビーワールドカップ 2019 及び東京オリンピック・パラリンピックの開催に
関し、本県における開催期間中の医療救護体制の整備に協力する。
- (7)県民の救急医療及び災害医療に対する意識向上を目的とした啓発活動に取り組
む。

第10 産業保健・スポーツ医学部

日本医師会認定産業医制度の推進をはかり、労働者を取り巻く各種課題に対応する
ため、産業保健関係者と連携してすべての労働者に良質な産業保健サービスが提供さ
れるよう支援する。

日本医師会認定健康スポーツ医制度の推進をはかる。

1. 産業保健

- (1)日本医師会認定産業医制度の推進をはかるため研修会を開催し、認定産業医の育
成と資質の向上をはかる。
- (2)静岡労働局、静岡県労働基準協会連合会及び静岡産業保健総合支援センターと連
携し、静岡県産業保健推進協議会を開催し、産業保健活動の推進をはかる。
- (3)静岡産業保健総合支援センター運営協議会に参画し、関係機関との情報交換を行
うとともに、郡市医師会に設置されている地域産業保健センターの運営に協力し、
小規模事業場における産業保健活動を支援する。

2. スポーツ医学

- (1)日本医師会認定健康スポーツ医制度の推進をはかるため研修会を開催し、認定健
康スポーツ医の資質の向上をはかる。
- (2)スポーツドクター協議会等の各種スポーツ団体と連携し、健康スポーツ医学の普
及につとめる。

第11 学術部

新専門医制度に対応した専門医共通講習（医療倫理）を企画・開催する。

日本医師会全国医師会研修管理システムの円滑な運用等により、会員の生涯教育単
位取得を支援する。

第30回日本医学会総会 2019 中部（於 名古屋市）の円滑な運営に協力する。

- (1)新専門医制度に対応した専門医共通講習を企画・開催する。
- (2)日本医師会生涯教育制度に基づき、本会に申請のあった講演会等を審査し、単位
認定に相当する講演会等であることを承認するとともに、日医生涯教育協力講座セ
ミナーを開催し、生涯教育の充実につとめる。
- (3)日本医師会生涯教育制度の趣旨に基づき、会員に講演会等の受講を勧め、「日本
医師会生涯教育認定証」の取得を促進する。
- (4)医師臨床研修制度について、地域医療部と連携して、県下の臨床研修病院等にお
いて研修プログラムが円滑に実施されるよう協力する。

- (5) 郡市医師会の協力のもと、日本医師会全国医師会研修管理システムの円滑な運用につとめる。
- (6) 第30回日本医学会総会2019中部の円滑な運営に協力する。
- (7) 東部・中部・遠江医学会を支援する。

第12 広報部

医師会の理念、事業活動及び医療政策について、会員や県民の理解を深め、周知するための広報活動を推進する。

特に非会員医師の加入促進を通じた組織力向上に重点を置き、ICTを利活用した双方向性のある広報を検討する。

- (1) 会報を毎月1回発行するとともに、ウェブサイトの会員専用ページにも掲載する。
- (2) ウェブサイトの運営に関係各部と連携して取り組み、情報の更新と内容の充実につとめる。
- (3) 県民に医師会活動を紹介するとともに医療・健康情報を提供するため、マスメディアを活用する。
- (4) 報道関係者と意思疎通をはかるため、定期的に意見交換会を開催する。また、医療関係者並びに報道関係者等への情報発信を推進するため、SNS等の利活用を検討する。